

■ 児童扶養手当の月額

児童数	全額支給	一部支給
1人	4万1,720円	4万1,710円～9,850円
2人	4万6,720円	4万6,710円～1万4,850円
3人	4万9,720円	4万9,710円～1万7,850円

※児童数3人以降、1人増すごとに3,000円を加算

月額 は平成23年1月現在のものです。物価スライド制により、変わることがあります。また、母子自立支援プログラム策定員による就労の相談を行っていますので、ご利用ください（母子家庭のみ）

市では、子どもの福祉の増進を図るため、父または母と生計を同じくしていない児童を養育する人に「児童扶養手当」を、また、精神または身体に障がいのある20歳未満の児童を養育する人に「特別児童扶養手当」を支給しています。

児童扶養手当・特別児童扶養手当

子どもの健やかな成長のために。

を支給しています。

● 児童扶養手当の内容

～父子・母子家庭などの支援のために～

離別・死別など、次の理由により、父親または母親と生計を同じくしていない児童を扶養している人に支給されます。

○ 父母が婚姻を解消したとき

（事実婚を含む）

○ 父または母が死亡したとき

○ 父または母に重度の障がいがあるとき

○ 父または母が行方不明・生死不明のとき

○ 父または母が1年以上拘禁されているとき

○ 母が未婚で出産したとき

支給期間は、児童の18歳の誕生日以降、最初の3月31日までです。児童に中程度以上の障がいがある場合は20歳未満まで支給されます。ただし、公的年金や遺族補償を受けることができる場合などは支給されません。

手当の月額

請求者および扶養義務者の所得により、支給する手当額が異なります（上表参照）。扶養義務者とは請求者の同居親族のうち最も所得が高い人をいいます。それぞれの所得が一定以上の場合、手当は支給されません。

児童扶養手当の一部支給停止

児童扶養手当を受けてから5年などを経過する人で、次のいずれかに該当する場合以外は手当額が減額となります。

① 就業している場合

② 求職活動その他自立に向けた活動を行っている場合

③ 障がい状態にある場合

④ 負傷・疾病その他これに類する事由により就業することが困難である場合

⑤ 児童・親族が、障がい・負傷・疾病・要介護状態にあることなどの事由により、これらの者を介護する必要がある就業することが困難である場合

なお、対象となる人には5年など経過月の前々月に事前通知書を送付しますので、記載事項を確認のうえ、提出期限までに必要書類を提出してください。必要な手続きを期限内に行わなかった場合は手当額の2分の1が支給停止となります。

● 特別児童扶養手当の内容

～障がい児を監護・養育する家庭に～

精神または身体に中程度以上の障がいをもつ20歳未満の児童を監護する家庭に支給されます（所得制限あり）。児童が児童福祉施設（母子生活支援施設・保育所・通園施設を除く）に入所している場合や、障がいを理由とする公的年金を受けている場合、手当は支給されません。

手当の月額

▽1級：5万7,500円

▽2級：3万3,800円

※児童の障がいの程度によって等級は異なります。月額は平成23年1月現在のものです。物価スライド制により、変わることがあります。

問合せ 児童福祉課（市役所1階11番窓口）

在宅で、身体障害者手帳1～4級または療育手帳A・B1をお持ちの人へ

福祉タクシー

利用券を交付します。

手帳と印鑑を持って、市役所へ申請を！



在宅で、身体障害者手帳1～4級または療育手帳A・B1をお持ちの人に、タクシー料金の一部を助成する平成23年度福祉タクシー利用券を次のとおり交付します。

該当する人は、手帳と印鑑をお持ちのうえお申し込みください。

なお、交付済みの平成22年度福祉タクシー利用券については、3月31日休をもって使用できなくなりますのであわせて返却してください。

受付日時 3月29日（火）～4月4日（月） 午前9時～午後5時

※4月5日以降は、直接障害福祉課窓口へお越しください。

受付場所 市役所1階101会議室

問合せ 障害福祉課（市役所1階6番窓口）



▶ 児童扶養手当など／福祉タクシー／カルチャー・スクール／国保からのお知らせ

文化フォーラム カルチャー・スクール

多彩なリーダーの 生き方を探る



カルチャー・スクールロゴマークは、「花開く泉大津の文化芸術」のイメージを表現。5つの花弁は文化活動を通じて互いに結び合い、大きく広がる対話と交流の輪への思いを込めています。（デザイン・吉房寛子）

先行き不透明な現代。先人に今日を生き抜く知恵を学びませんか。先着200人（事前申込不要）。無料。問合せ 企画調整課（市役所4階）

幕末を生きたリーダーたち

1853（嘉永6）年、神奈川・

浦賀沖に現れた黒船。欧米の文明、力をまざまざと見せつけられ、日本は国のあり方をめぐって激しく揺れ動きました。

開国をすべきだろうか、攘夷を続行すべきだろうか。幕府を倒して新しい政権をつくるべきだろうか、それとも幕府を支持して援助する「佐幕」でいくべきだろうか。

若者たちは命を恐れず、互いに傷つき倒れながらも、自分の信じる道や理想に向かって突き進みました。

一介の浪人でありながら薩長同盟、大政奉還を実現させ、新しい国づくり構想を示した坂本龍馬、冷静な判断力をもち、国際でもあった勝海舟、高潔な人格で絶大な人気を博した西郷隆盛、幾たびの危機を乗り越えて幕末を生き延び、明治新政府の骨格をつくった木戸孝允（桂小五郎）、志を曲げず、幕府に忠誠を尽くした新選組…。

幕末史を彩る多彩なリーダーたちの生き方に触れながら、彼らの人柄や変革のリーダーシップを探ります。

プを探ります。

講師の木村幸比古氏は京都・

霊山（りょうぜん）歴史館学芸

課長。幕末維新史研究の第一人

者として知られています。薩長

中心の幕末史に異議を唱え、1

977年、初めて本格的な「新

選組展」を企画し、大きな話題

を呼びました。1991年、幕

末史の研究と博物館活動で文部

大臣の表彰。NHK大河ドラマ

の展示委員のほか、『そのとき、

歴史は動いた』の番組では、坂

本龍馬の暗殺現場を部屋ごと再

現し、視覚的でわかりやすい説

明は好評を博しました。

日時 3月20日（日）午後2時～

3時30分（1時30分開場）

なお、事前申し込みは不要で、

先着200人です。

場所 市民会館小ホール

近代化を生んだ 合理的思考 - 近世大坂の町と人 -

3月6日（日）午後2時～3時30分、市民会館小ホールにて。講師は協田修・大阪歴史博物館長

予告

国民健康保険

から、医療制度見直し凍結などの

お知らせ。



■ 医療制度の見直しの凍結について

70～74歳の医療費の一部負担割合について、平成23年度も見直しが行われ、次のような措置がとられましたので、お知らせします。

70～74歳の人に

平成23年4月～24年3月までの1年間、お医者さんにかかったときの自己負担が1割に据え置かれます。ただし、現役並みの所得のある人ですでに3割の人や、後期高齢者医療制度の対象となる人は除きます。

また、医療費が高額になった場合の自己負担限度額も、平成23年4月～24年3月まで据え置かれる予定です。

現在、高齢受給者証の期限が平成23年3月31日となっ

ていますが、3月末に7月31日（75歳の誕生日を迎える人は誕生日前日）までの高齢受給者証をお送りします。

8月1日以降の高齢受給者証は平成22年所得状況により見直しがありますので7月末の送付となります。

■ 国民健康保険の加入・脱退について

退職や就職したり、社会保険の資格がなくなったり、逆に資格を取得したときは、保険年金課に届け出が必要です。

届け出は、社会保険などの資格を喪失または取得した日から、14日以内に行ってください。

国民健康保険加入手続きで届け出が遅れた場合は、最高2年間（社会保険の喪失日まで）さかのぼって加入していただき保険料を支払うことになります。

また、社会保険などの資格を取得した場合も、届け出が必要です。届け出をしないでおくと、引き続き国民健康保険に加入したままとなり、国民健康保険料を請求されますので、ご注意ください。

届出については、社会保険の資格がなくなった日、資格ができた日のわかる書類と印鑑、被保険者証（家族の人で国民健康保険加入者がいる場合）をお持ちのうえ、保険年金課までお越しください。

問合せ 保険年金課（市役所1階5番窓口）

平成 23 年 4 月 10 日は府議会議員、24 日は市議会議員選挙の投票日です。

4.10 府議選 4.24 市議選

【投票時間は午前 7 時から午後 8 時まで。会場は左表を参照】

4 月 10 日(日)は府議会議員、24 日(日)は市議会議員選挙の投票日です。あなたの大切な 1 票をむだにすることなく、忘れずに投票しましょう。投票日当日に投票できない人は、期日前投票をご利用ください。府議は 4 月 2 日～9 日、市議は 4 月 18 日～23 日、いずれも市役所にて実施します。選挙に関するお問い合わせは選挙管理委員会事務局（市役所 3 階）まで。

4 月 10 日(日)は府議会議員選挙の投票日、4 月 24 日(日)は市議会議員選挙の投票日です。投票時間は午前 7 時から午後 8 時まで、市内 20 か所の投票所です。即日開票で、午後 9 時から宮町の総合体育館で行われます。

■投票できる人

▽府議：平成 3 年 4 月 11 日までに生まれた人で、次の要件を満たす人

①平成 22 年 12 月 31 日までに本市に転入届をした人で、引き続き本市に居住し、住民基本台帳に登録されている人。なお、投票日までに府外へ転出した人、平成 22 年 12 月 9 日以前に府内の市町村に転出した人および平成 22 年 12 月 10 日以後 2 回以上府内の市町村に住所を移した人は、本市では投票できません

②平成 23 年 1 月 1 日以後、府内の市町村から本市に転入届をした人で、前住所地で選挙人名簿に登録されている場合は、本市に引き続き居住して

いる旨の証明書（住民登録係にて無料で交付）を持参すれば、前住所地で投票できます。ただし、府外からの転入の場合は投票できません

③平成 23 年 1 月 1 日以後、本市から府内の市町村へ住所を移した人で、本市の選挙人名簿に登録されている場合は、新住所地に引き続き居住している旨の証明書を持参すれば、本市で投票できます

▽市議：平成 3 年 4 月 25 日までに生まれ、平成 23 年 1 月 16 日までに本市に転入届をして引き続き本市に居住し、住民基本台帳に登録されている人。なお、投票日までに市外へ転出した人は投票できません

■投票所入場整理券

投票所入場整理券は、府議と市議を同時に「封書」で郵送し、ひとりにつき 1 枚となります。紛失しないようご注意ください。万一なくした場合でも、選挙人名簿に登録されている人は投票ができますので、投票所係員にお申し出ください。

■代理投票と点字投票

身体の不自由により自書することができない人や文字の読み書きができない人は、投票所で

係員に申し出てください。係員は、秘密を守り、あなたに代わって間違いなく記入いたします。

また、視覚に障がいのある人は、点字で投票することがありますので、投票所で係員に申し出てください。

なお、投票に手話通訳者を必要とする場合は、係員にお知らせください。投票日当日は選挙管理委員会本部に手話通訳者が待機しています。

■投票所の設備

各投票所には、車いす・車いす用記載台を備え付けています。また介助が必要なときは、係員に申し出てください。

■期日前投票

投票日当日、仕事の都合や旅行などの理由で投票できない人は、期日前投票ができます。投票所入場整理券が届いているときは、ご持参ください。

▽府議：4 月 2 日(土)～9 日(土)

午前 8 時 30 分～午後 8 時

▽市議：4 月 18 日(月)～23 日(土)

午前 8 時 30 分～午後 8 時

なお、会場はいずれも市役所となります。

■郵便などによる不在者投票

選挙人名簿に登録されている人で、次に該当する人は、郵便

▶府議会議員、市議会議員選挙のお知らせ

■投票所区域表

投票区名	投票所	投票区域
第1投票区	旭小学校	昭和町、旭町（一部）、東雲町（一部）
第2投票区	教育支援センター	戎町、上之町、高津町、式内町
第3投票区	戎小学校	下之町、西港町、清水町、河原町、汐見町、青葉町
第4投票区	東港長寿園	東港町、神明町、本町、なぎさ町
第5投票区	商工会議所	若宮町、田中町、旭町（一部）
第6投票区	穴師小学校	我孫子（一部）、池浦（一部）、要池住宅、穴田（一部）、我孫子1丁目（一部）、池浦町2丁目（一部）、池浦町3丁目（一部）
第7投票区	勤労青少年ホーム	池浦町1丁目、2丁目（一部）、3丁目（一部）、4丁目、下条町
第8投票区	助松公園会館	助松町1丁目～3丁目
第9投票区	松之浜長寿園	松之浜町1丁目～2丁目、臨海町1丁目～3丁目
第10投票区	条東小学校	森町1丁目（一部）、森町2丁目（一部）、千原町1丁目（一部）、千原町2丁目、尾井千原
第11投票区	くすの木団地集会所	虫取町1丁目～2丁目、楠町西、我孫子1丁目（一部）、我孫子2丁目、板原町1丁目（一部）宇多（一部）
第12投票区	春日町自治会館	春日町、小松町、菅原町、新港町、小津島町
第13投票区	板原町公民館	板原、宇多（一部）、穴田（一部）、我孫子（一部）、楠町東、板原町1丁目～5丁目
第14投票区	助松団地集会所	助松団地1～3、千原町1丁目（一部）、森町1丁目（一部）、尾井千原町、綾井、末広町1丁目～2丁目
第15投票区	上條小学校	東助松町1丁目～4丁目、森町1丁目（一部）、森町2丁目（一部）
第16投票区	条南長寿園	二田町1丁目～3丁目、条南町
第17投票区	池園町自治会館	池園町、曾根町1丁目～3丁目、南曾根
第18投票区	豊中町公民館	豊中、豊中町1丁目～3丁目、北豊中町1丁目～2丁目
第19投票区	東豊中自治会館	北豊中町3丁目、東豊中町1丁目～3丁目
第20投票区	条南小学校	宮町、寿町、東雲町（一部）、池浦町5丁目

による投票ができます。利用する場合は、身体障害者手帳、戦傷病者手帳または介護保険の被保険者証を添えて、市選挙管理委員会に郵便投票証明書を請求してください。郵便投票は原則自書する必要があります。

なお、郵便投票証明書（交付の日から7年間有効。ただし、要介護者については、交付の日

から要介護者認定の有効期間の末日まで有効）を持っている人でも、証明書の有効期間が過ぎている場合は、早めに更新手続きをしてください。

①身体障害者手帳を持っている人で、両下肢や体幹の障がい、移動機能の障がいの程度が1級か2級の人または心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・小腸・

直腸・肝臓のいずれかの障がいの程度が1級か3級の人または免疫の障がいの程度が1級から3級までの人

②戦傷病者手帳を持っている人で、両下肢や体幹の障がいの程度が特別項症から第二項症までの人または心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・小腸・直腸・肝臓のいずれかの障がいの程

度が特別項症から第二項症までの人

③介護保険の被保険者証を持っている人で、介護状態区分が「要介護5」の人

また、郵便などによる不在者投票ができる人（前記①・②・③に該当する人）のうち、次のアまたはイに該当する人は、あらかじめ届け出た代理記載人によって投票の記載をしてもらうことができます。

ア・身体障害者手帳を持っている人で、上肢、視覚の障がいの程度が1級の人

イ・戦傷病者手帳を持っている人で、上肢、視覚の障がいの程度が特別項症から第二項症までの人

なお、アまたはイに該当するだけでは郵便などによる不在者投票はできません。

投票用紙の交付請求は、あらかじめ申請して交付を受けた「郵便等投票証明書」を添えて、4月6日（水）までに市選挙管理委員会の委員長に対して、投票用紙の交付請求をしてください。

■選挙公報

府議の選挙公報は4月8日（金）までに、市議は22日（金）までに各家庭に配付します。もし届かな

い場合は、市選挙管理委員会事務局にご連絡ください。

■開票速報

開票速報は、午後10時から市ホームページで行います。なお、今回より市携帯用ホームページでも行う予定です。

ホームページURL

<http://www.city.izumitsushima.jp>

携帯用ホームページURL

<http://www.city.izumitsushima.jp/m/index.htm>

■不在者投票指定施設など

病院、養護老人ホーム、介護老人保健施設などの施設のうち不在者投票指定施設に入院（入所）されている場合には、その病院（施設）で不在者投票をすることができません。

本市の不在者投票指定施設は、次のとおりです。

▽病院：市立病院・吉川会吉川病院・かわい病院・原病院

▽特別養護老人ホーム：寛寿園・白楽園・オズ・ローズガーデン・条南苑

▽介護老人保健施設：アザリア

▽軽費老人ホーム：慈恵園・めぐみ荘

5月22日開催の第10回浜街道まつりに参加してみませんか？

手作りシヨップ出展者 & 音楽部門出演者

大募集！

本市には、紀州街道の海側に平行して走る「浜街道（東港町・神明町・本町）」があり、毛布発祥の地であるこの街道沿いには各時代の町屋建築が多数残され、本市の貴重な文化資産になっています。

市では、浜街道保全活動の意識をいっそう高め、地域コミュニティの活性化を図るため、毎年5月に「浜街道まつり」を開催しています。

浜街道まつりでは、歴史的な家屋や倉庫を借用し、地域住民の手作りで、懐かしの生活民具展、町家説明、子供遊戯、街角ギャラリー、アートクラフト展や手作りシヨップ出展販売、ストリートミュージックなどの催しを行います。

今年、5月22日(日)に開催します。出展、出演希望の方は3月31日(木)までにお申し込みください。

出展希望者を募集

浜街道まつりで手作りシヨップ販売を出展する人を募集します。

出展規定 ▽出展品はオリジナル、手作り品（浜街道まつりの主旨にそぐわない場合は、お断りする場合もあります） ▽電源、水道はありません ▽発電

機の持ち込みは不可 ▽当日商品の搬入は午前8時～9時とし、搬入後ただちに車両を撤去すること ▽ごみは持ち帰ること ▽出展の許可は「許可証」の発行をもってかえさせていただきます

出展費用 2000円

音楽部門の出演希望者を募集

のこぎりホールおよび街角（野外）で演奏していただける人を募集します。ジャンルは問いませんが、浜街道まつりの主旨にそぐわない場合はお断りすることがあります。また、出演ステージに限りがあるため、先着5グループとします。

出展・出演についての説明会

日時 4月16日(土) 午後2時～
場所 のこぎりホール
申込・問合せ まちづくり政策課（浜街道まつり実行委員会事務局Ⅱ市役所2階）



浜街道まつりのようす

速報！ 市民の皆さんのごみ減量・分別へのご協力のおかげです

家庭から出る可燃ごみが36%減少！

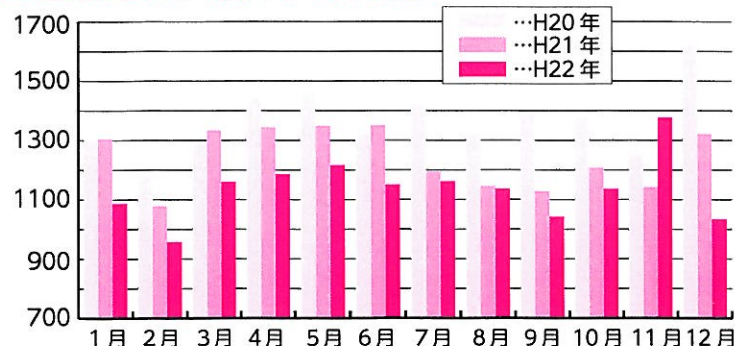
平成22年12月の家庭から出た可燃ごみは、20年12月と比べて36%、21年12月と比べて22%減量できました。

この結果は、市民の皆さんによる、ごみの減量・分別へのご協力のおかげです。引き続きご協力よろしくをお願いします。

問合せ 生活環境課（市役所1階3番窓口）

家庭から出る可燃ごみの量の推移

(単位：トン)



可燃ごみは必ず指定袋に入れて

可燃ごみについて、一部、指定袋以外の袋で見受けられます。指定袋以外は収集しませんので、ご注意ください。

これらは可燃ごみではなく「資源ごみ」

発泡スチロール製の食品トレイは、資源ごみとして回収しています。可燃ごみで処理せず資源の日にペットボトルと同じ袋に入れてお出しください。

また、ティッシュペーパーの箱やお菓子の箱、封筒やチラシ類も「雑がみ」として回収しています。「古紙の日」に資源としてお出しいただくか、地域の集団回収にお出しください。

コ ラ ム ・ に ん げ ん

人間が人間らしく生きるために、すべての人が
等しく持っている権利、人権について考えるコラムです。

考えよう・人権



フェアトレード

身近な製品の購入が国際的な支援に

現

在、わたしたちの身のまわりは、海外で

生産された製品であふれています。比較的廉価な海外製品は、生活になくてはならないものとして、無意識に使っている場合も多いのではないのでしょうか？

これらの多くは、商社が生産国との貿易を通じて輸入し、国内に流通させることで、わたしたちが購入する仕組みになっています。

ところが、生産者が、経済的、社会的にも弱い立場の開発途上国である場合、仲買人や流通業者の中間搾取、関税の負担が大きいなどの理由から、生産者に正当な利益がもたらされず、時として、生産者の貧困を拡大させるものだという問題意識

が持たれています。また、経済的弱者の権利を無視し、児童の不法労働の上に生産が成り立っている場合も多く、このような流通の仕組みそのものが「アンフェア」である、というのです。これを是正し、開発途上国で作られた製品を適正な価格で継続的に取り引きし、ひいては生産者の生活向上を支える仕組みが「フェアトレード」です。直訳すると「公平な貿易」。第二次世界大戦終結後の東ヨーロッパ経済を立て直すために、国際市場価格より高めの価格で取り引きすることで、生産国の自立を促す支援がはじまりで、ヨーロッパがその発祥といわれています。

「フェアトレード」は、

一時的な寄付や援助とは違い、消費者が好みの製

品を購入することが生産者の支援に結び付くため、継続的で身近な国際支援の手立てとして、近年、日本でも注目を集めています。例えば、フェアトレード認証のサッカーボール1個あたりの購入金額のうち約100円が、生産国の教育や医療などのための費用として使われるとのこと。このほか、衣料品や手工芸品、コーヒーや紅茶、バナナなどが代表的なフェアトレード製品です。製品の認証を行う国際的なネットワーク組織や企業の賛同などにより、個人の消費活動の枠を超え、製品の背景にある生産者への支援や人権擁護につながる取り組みが次第に広がっています。

共同

男女がともに
自分らしく生きられるように…

ぎょうどうさんかく

参画

「くじけないで」を読んで

1911（明治44）年6月26日栃木市生まれ、本年100歳の柴田トヨさんが、90歳を越えてから、詩作をはじめ2009年10月に一人息子の勧めで書きためた詩を自费出版し、今や出版部数が100万部を突破したと聞きます。その詩「くじけないで」は多くの人に生きる希望を与えています。その詩を紹介しましょう。

くじけないで
ねえ 不幸だなんて
溜息をつかないで
陽射しやそよ風は
えこひいきしない
夢は
平等に見られるのよ
私辛いことが
あったけど
生きていてよかった
あなたもくじけないで

90歳を越えてから詩作をはじめられたとのことで、わたしにはとても信じられない思いで、ただただ驚いています。

柴田さんの100年の人生は決して順風満帆なものではなく、山あり谷ありの人生であるが故にこのような人生を達観した詩が作れたのかと思っています。

この詩の中に「辛」という字がありますが、この「辛」に「一」字を加えれば「幸」という字になります。これは「辛い」ことを一つ乗り越えれば「幸」になれると、昔の人は考えたのかもしれませんが。

そう信じ、辛いことがあっても「くじけないで」「生きていてよかった」と思える人生を送りたいものです。